

# 特別支援学校高等部 学習評価参考資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和4年3月

文部科学省



## 目次

### 第1編 総説

第1章 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の改善	3
1 はじめに	
2 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の意義	
3 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理	
4 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂における各教科・科目又は各教科の学習評価	
5 改善等通知における総合的な探求の時間、特別活動の指導要録の記録	
6 評価の方針等の生徒や保護者への共有について	

第2章 学習評価の基本的な流れ	16
1 主として専門学科（職業教育を主とする専門学科）において開設される各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について	

### 第2編 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の手順

特別支援学校（視覚障害）高等部	
第1章 保健理療	27
1 特別支援学校高等部保健理療科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部保健理療科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	

#### 特別支援学校（聴覚障害）高等部

第1章 印刷	35
1 特別支援学校高等部印刷科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部印刷科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	
第2章 理容・美容	41
1 特別支援学校高等部理容・美容科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部理容・美容科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	
第3章 クリーニング	47
1 特別支援学校高等部クリーニング科の〔指導項目〕	
2 特別支援学校高等部クリーニング科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順	

特別支援学校（知的障害）高等部

第1章 家政	……	55
1 特別支援学校高等部家政科の〔指導項目〕		
2 特別支援学校高等部家政科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順		
第2章 農業	……	60
1 特別支援学校高等部農業科の〔指導項目〕		
2 特別支援学校高等部農業科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順		
第3章 工業	……	65
1 特別支援学校高等部工業科の〔指導項目〕		
2 特別支援学校高等部工業科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順		
第4章 流通・サービス	……	70
1 特別支援学校高等部流通・サービス科の〔指導項目〕		
2 特別支援学校高等部流通・サービス科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順		
第5章 福祉	……	75
1 特別支援学校高等部福祉科の〔指導項目〕		
2 特別支援学校高等部福祉科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順		

# 第1編

## 総説



## 第1編 総説

本編においては、以下の資料について、それぞれ略称を用いることとする。

答申：「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成28年12月21日 中央教育審議会  
報告：「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成31年1月21日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会  
改善等通知：「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成31年3月29日 初等中等教育局長通知

### 第1章 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の改善

#### 1 はじめに

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものである。答申にもあるとおり、生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要である。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科・科目等の評価については、「観点別学習状況の評価」と「評定」が、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科等の評価については、「観点別学習状況の評価」が学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされている<sup>1</sup>。観点別学習状況の評価とは、学校における生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析的に捉える評価のことである。生徒が各教科・科目等又は各教科等での学習において、どの観点で望ましい学習状況が認められ、どの観点到課題が認められるかを明らかにすることにより、具体的な指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ごとに評価規準を定める必要がある。評価規準とは、観点別学習状況の評価を的確に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況

---

<sup>1</sup> 各教科の評価については、観点別学習状況の評価と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について実施するものとされており、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒の一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における「観点別学習状況の評価」と各節目のうち特定の時点に重きを置いて実施する総括的な評価は記述で端的に表すものとされている。(P.8～13に後述)

を判断するよりどころを表現したものである。本参考資料は、観点別学習状況の評価を実施する際に必要となる評価規準等、学習評価を行うに当たって参考となる情報をまとめたものである。

以下、文部省指導資料から、評価規準について解説した部分を参考として引用する。

(参考) 評価規準の設定 (抄)

(文部省「小学校教育課程一般指導資料」(平成5年9月)より)

新しい指導要録(平成3年改訂)では、観点別学習状況の評価が効果的に行われるようにするために、「各観点ごとに学年ごとの評価規準を設定するなどの工夫を行うこと」と示されています。

これまでの指導要録においても、観点別学習状況の評価を適切に行うため、「観点の趣旨を学年別に具体化することなどについて工夫を加えることが望ましいこと」とされており、教育委員会や学校では目標の達成の度合いを判断するための基準や尺度などの設定について研究が行われてきました。

しかし、それらは、ともすれば知識・理解の評価が中心になりがちであり、また「目標を十分達成(+)」、「目標をおおむね達成(空欄)」及び「達成が不十分(-)」ごとに詳細にわたって設定され、結果としてそれを単に数量的に処理することに陥りがちであったとの指摘がありました。

今回の改訂においては、学習指導要領が目指す学力観に立った教育の実践に役立つようにすることを改訂方針の一つとして掲げ、各教科の目標に照らしてその実現の状況を評価する観点別学習状況を各教科の学習の評価の基本に据えることとしました。したがって、評価の観点についても、学習指導要領に示す目標との関連を密にして設けられています。

このように、学習指導要領が目指す学力観に立つ教育と指導要録における評価とは一体のものであるとの考え方に立って、各教科の目標の実現の状況を「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能・表現(または技能)」及び「知識・理解」の観点ごとに適切に評価するため、「評価規準を設定する」ことを明確に示しているものです。

「評価規準」という用語については、先に述べたように、新しい学力観に立って子供たちが自ら獲得し身に付けた資質や能力の質的な面、すなわち、学習指導要領の目標に基づく幅のある資質や能力の育成の実現状況の評価を目指すという意味から用いたものです。



## 2 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を踏まえた学習評価の意義

### (1) 学習評価の充実

平成31年に改訂された特別支援学校高等部学習指導要領総則においては、学習評価の充実について新たに項目が置かれている。具体的には、学習評価の目的等について以下のように示し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価することを示し、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことの必要性が明示されている。

- ・生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等又は各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- ・各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。
- ・創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学部段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

(特別支援学校高等部学習指導要領 第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第3款 教育課程の実施と学習評価 3 学習評価の充実)

報告では現状の学習評価の課題として、学校や教師の状況によっては、学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が生徒の具体的な学習改善につながっていないなどの指摘があるとしている。このため、学習評価の充実にあたっては、いわゆる評価のための評価に終わることのないよう指導と評価の一体化を図り、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視し、生徒が自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように評価を行うことが大切である。

また、報告においては、教師によって学習評価の方針が異なり、生徒が学習改善につながりにくいといった現状の課題も指摘されている。平成29年度文部科学省委託調査「学習指導と学習評価に対する意識調査」(以下「平成29年度文科省意識調査」)では、学習評価への取組状況について、「A:校内で評価方法や評価規準を共有したり、授業研究を行ったりして、学習評価の改善に、学校全体で取り組んでいる」「B:評価規準の改善、評価方法の研究などは、教員個人に任されている」の二つのうちどちらに近いか尋ねたところ、高等学校では「B」又は「どちらかと言うとB」が約55%を占めている。このような高等学校の現状を踏まえ、特別支援学校高等部においても、学習評価の妥当性や信頼性を高め、授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付ける観点から、組織的かつ計画的に取り組むようにすることが必要である。

## (2) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校における教育活動の多くは、学習指導要領等に従い生徒や地域の実態を踏まえて編成された教育課程の下、指導計画に基づく授業(学習指導)として展開される。各学校では、生徒の個別の指導計画に基づいて行われた学習状況を評価し、その結果を生徒の学習や教師による指導の改善、学校全体としての教育課程の改善等に生かし、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくことが必要である。このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹に当たり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っているのである。

## (3) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切である。すなわち、平成31年に改訂された特別支援学校高等部学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

## (4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(1)～(3)で述べたとおり、学習指導要領改訂の趣旨を実現するためには、学習評価の在り方が極めて重要であり、すなわち、学習評価を真に意味のあるものとし、指導と評価の一体化を実現することがますます求められている。

このため、報告では、以下のように学習評価の改善の基本的な方向性が示された。

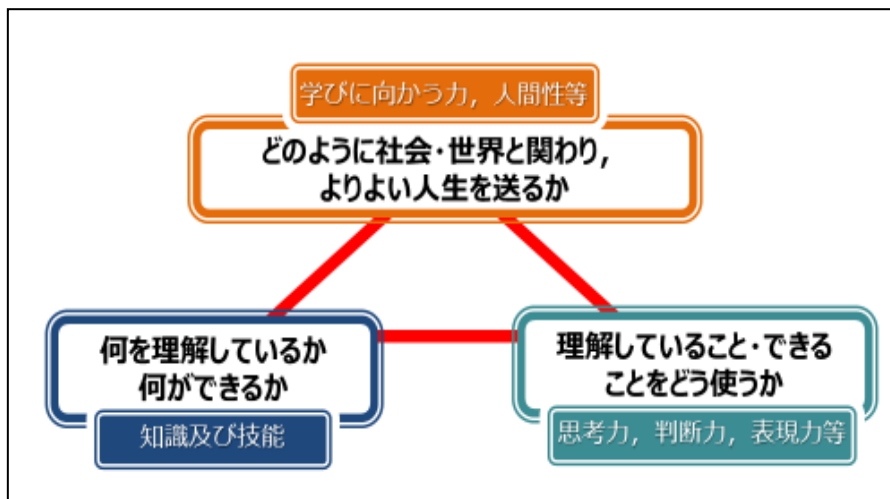
- ① 生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

## 3 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理

平成31年改訂学習指導要領においては、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科・科目等又は各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を促すため、全ての教科・科目等又は教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指す資質・能力の三つの柱で再整理した(図1参照)。知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、各教科・科目等又は各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが

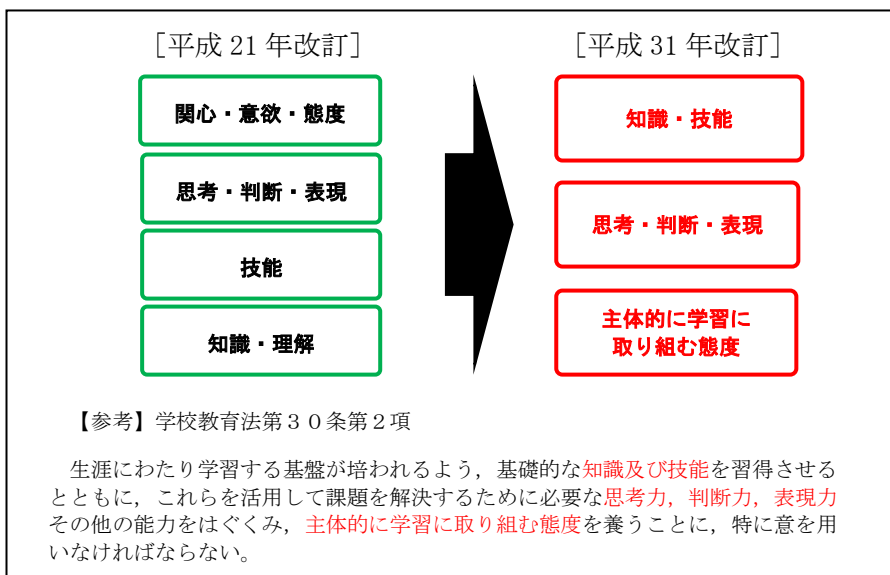
育活動の充実を図ること、その際には、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、三つの柱に沿った資質・能力の育成がバランスよく実現できるよう留意する必要がある。

図1



観点別学習状況の評価については、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、小・中・高等部の各教科を通じて、4観点から3観点到に整理された<sup>2</sup>。(図2参照)

図2



<sup>2</sup> 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等では、平成29年及び平成31年改訂学習指導要領において児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、小・中・高等部の各教科を通じて、3観点到に整理された。

#### 4 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂における各教科・科目又は各教科の学習評価

##### 【視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】

学習指導要領では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては、各教科の目標及び各科目の目標と内容並びに各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については特別支援学校高等部学習指導要領の第2章の第1節の第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第2章の第1節の第6款から第9款までに示すところによるとされている。

各教科・科目の学習評価においては、平成31年改訂においても、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされた。

同時に、答申では「観点別学習状況の評価」について、高等学校では、知識量のみを問うペーパーテストの結果や、特定の活動の結果などだけに偏重した評価が行われているのではないかとの懸念も示されており、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標や内容に準ずる教育課程を編成している視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においても指導要録の様式の改善などを通じて評価の観点を明確にし、観点別学習状況の評価を更に普及させていく必要があるとされた。報告ではこの点について、以下のとおり示されている。

##### 【高等学校における観点別学習状況の評価の扱いについて】

- 高等学校においては、従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが、地域や学校によっては、その取組に差があり、形骸化している場合があるとの指摘もある。「平成29年度文科省意識調査」では、高等学校が指導要録に観点別学習状況の評価を記録している割合は、13.3%にとどまる。そのため、高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高める観点から、今後国が発出する学習評価及び指導要録の改善等に係る通知の「高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等」において、観点別学習状況の評価に係る説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとする。

これを踏まえ、改善等通知においては、特別支援学校高等部生徒指導要録に新たに観点別学習状況の評価の記載欄を設けることとした上で、以下のよう示されている。

【特別支援学校高等部生徒指導要録】(学習指導要領に示す各教科・科目の取扱いは次のとおり)

[各教科・科目の学習の記録]

## I 観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科・科目の目標や内容に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、

「十分満足できる」状況と判断されるもの：A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B

「努力を要する」状況と判断されるもの：C

のように区別して評価を記入する。

## II 評定

各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、

「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの：5

「十分満足できる」状況と判断されるもの：4

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：3

「努力を要する」状況と判断されるもの：2

「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの：1

のように区別して評価を記入する。

評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

「平成29年度文科省意識調査」では、「観点別学習状況の評価は実践の蓄積があり、定着してきている」に対する「そう思う」又は「まあそう思う」との回答の割合は、小学校・中学校では80%を超えるのに対し、高等学校では約45%にとどまっている。このような現状を踏まえ、今後高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標や内容に準ずる教育課程を編成している視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においても、観点別学習状況の評価を更に充実し、その質を高めることが求められている。

### 【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】

平成31年改訂において、学びの連続性の観点から、知的障害者である生徒のための各教科の目標や内容について、小学校や中学校、高等学校と同様に、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理された。それを踏まえ、各教科の学習評価においては、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」について、特別支援学校高等部学習指導要領に定め

る目標に準拠した評価として実施するものとされた。改善等通知では、以下のように示されている。

**【特別支援学校高等部生徒指導要録】**（学習指導要領に示す各教科の取扱いは次のとおり）

〔各教科の学習の記録〕

特別支援学校（知的障害）高等部における各教科の学習の記録等については、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）に示す各教科の目標、内容に照らし、別紙5の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述する。

このように、知的障害者である生徒に対する各教科の学習評価については、各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえて評価することとなっており、この点について、平成31年改訂学習指導要領に基づき各教科の指導を通して資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意するとともに、学部段階間及び学校段階間の教育において生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫する観点から、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」を実施する方向性には違いがない。このため、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころとして、評価規準を作成することが必要である。

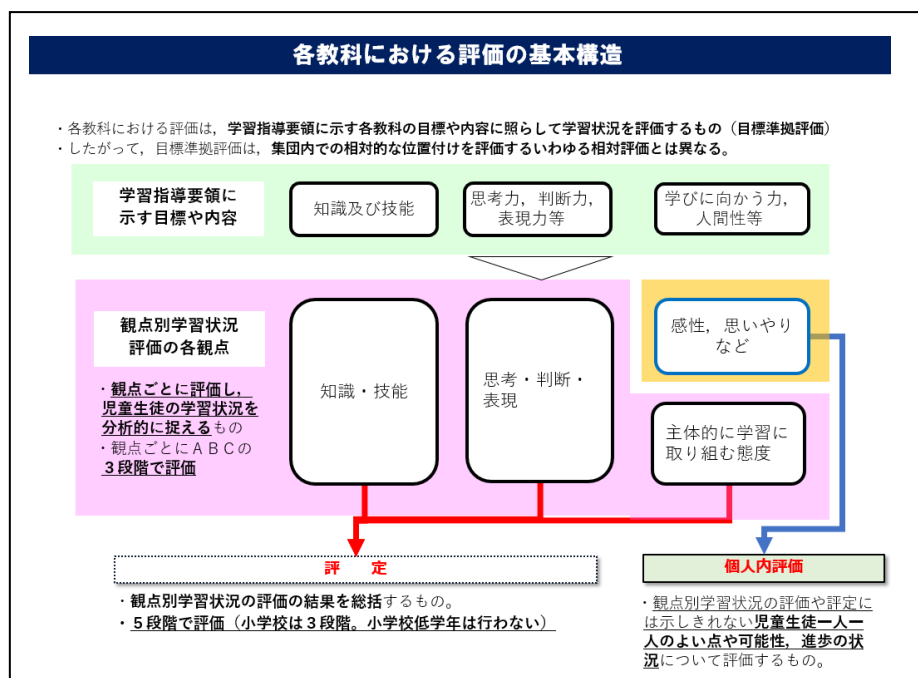
なお、各教科の指導に当たっては、特別支援学校において、生徒一人一人の指導目標、指導内容等の明確化のために個別の指導計画を作成することとなるが、その際、各学校において定める各教科の評価規準の内容を指導目標、指導内容等の設定に活かすことが考えられる。

#### **【特別支援学校（全障害種）共通】**

観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。改善等通知においては、「観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で生徒に伝えることが重要であること。特に『学びに向かう力、人間性等』のうち『感性や思いやり』など生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し生徒に伝えることが重要であること。」と示されている。

「3 平成31年の特別支援学校高等部学習指導要領改訂を受けた評価の観点の整理」も踏まえて各教科における評価の基本構造を図示化すると、以下ようになる。（図3参照）

図3



上記の、「各教科における評価の基本構造」を踏まえた3観点の評価それぞれについての考え方は、以下の(1)～(3)のとおりとなる。なお、この考え方は、総合的な探究の時間、特別活動においても同様に考えることができる。

### (1) 「知識・技能」の評価について

「知識・技能」の評価は、各教科・科目等又は各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価するものである。

「知識・技能」におけるこのような考え方は、従前の「知識・理解」（各教科・科目等又は各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価）、「技能」（各教科・科目等又は各教科等において習得すべき技能を身に付けているかを評価）においても重視してきたものである。

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図るとともに、例えば、生徒が文章による説明をしたり、各教科・科目等又は各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験したり、式やグラフで表現したりするなど、実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられる。

### (2) 「思考・判断・表現」の評価について

「思考・判断・表現」の評価は、各教科・科目等又は各教科等の知識及び技能を活用

して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかを評価するものである。

「思考・判断・表現」におけるこのような考え方は、従前の「思考・判断・表現」の観点においても重視してきたものである。「思考・判断・表現」を評価するためには、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善をする中で、生徒が思考・判断・表現する場面を効果的に設計するなどした上で、指導・評価することが求められる。

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられる。

### (3) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

答申において「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、②観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があることに留意する必要があるとされている。すなわち、②については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというのではなく、各教科等の「主体的に学習に取り組む態度」に係る観点の趣旨に照らして、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要である。

従前の「関心・意欲・態度」の観点も、各教科・科目等又は各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという考え方に基づいたものであり、この点を「主体的に学習に取り組む態度」として改めて強調するものである。

本観点に基づく評価は、「主体的に学習に取り組む態度」に係る各教科・科目等又は各教科等の評価の観点の趣旨に照らして、

- ① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとしている側面
  - ② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面
- という二つの側面を評価することが求められる<sup>3</sup>。(図4参照)

---

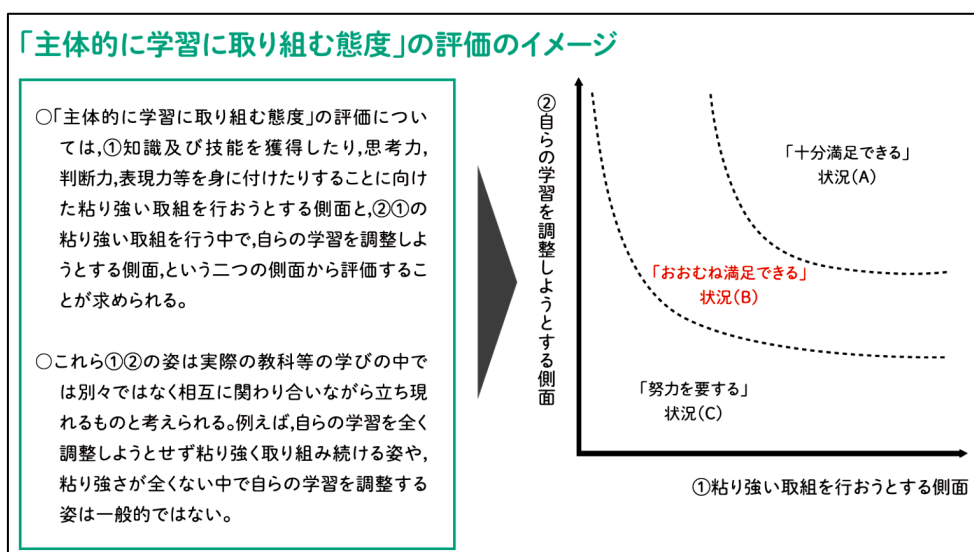
<sup>3</sup> これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられることから、実際の評価の場面においては、双方の側面を一体的に見取ることも想定される。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



ここでの評価は、生徒の学習の調整が「適切に行われているか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結び付いていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められる。

具体的な評価の方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や生徒による自己評価や相互評価等の状況を、教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられる。

図4



なお、高等学校学習指導要領の「2 内容」及び特別支援学校高等部学習指導要領の「(2) 内容」に記載のない「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、後述する第2章1(2)を参照のこと<sup>4</sup>。

## 5 改善等通知における総合的な探究の時間、特別活動の指導要録の記録

改善等通知においては、各教科の学習の記録とともに、以下の(1)、(2)の各教科・科目等又は各教科等の指導要録における学習の記録について以下のように示されている。

### (1) 総合的な探究の時間について

改善等通知別紙3には、「総合的な探究の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する」とされている。また、「評価の観点につ

<sup>4</sup> 各教科・科目等又は各教科等によって、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、保健体育科の体育に関する科目においては、公正や協力などを、育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており、各教科・科目等又は各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。

## (高等部) 第1編

いては、高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙5を参考に定める」とされている(特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 高等部並びに特別支援学校(知的障害) 高等部についても別紙3に同旨)。

### (2) 特別活動について

#### **【視覚障害者, 聴覚障害者, 肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】**

改善等通知別紙3には、「特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を書き入れた上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を書き入れる」とされている。また、「評価の観点については、高等学校学習指導要領に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙5を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば『主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度』などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する」とされている。

#### **【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】**

改善等通知別紙3には、「特別活動の記録については、高等学校及び特別支援学校(視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱) 高等部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する」とされている。

#### **【特別支援学校(全障害種) 共通】**

特別活動は学級担任以外の教師が指導する活動もあることから、評価体制を確立し、共通理解を図って、生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、確実に資質・能力が育成されるよう指導の改善に生かすことが求められる。

### (3) 特別の教科 道徳について

#### **【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校】**

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部については、改善等通知別紙3に、「道徳科の評価については、学習活動における生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。その際、28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」を参考にすること。」とされている。

## 6 評価の方針等の生徒や保護者への共有について

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、生徒自身に学習の見通しをもたせるために、学習評価の方針を事前に生徒と共有する場面を必要に応じて設けることが求められており、生徒に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて生徒に共有することも重要である。

また、学習指導要領下での学習評価の在り方や基本方針等について、様々な機会を捉えて保護者と共通理解を図ることが非常に重要である。

## 第2章 学習評価の基本的な流れ

本章においては、視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における主として専門学科において開設される各教科・科目の評価、及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における主として専門学科において開設される各教科の評価について説明する。なお、視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の専攻科における標準的な教科の評価については、本資料を参考とするものとする。

また、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における「各学科に共通する各教科」の評価、及び視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校並びに知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における「総合的な探究の時間」と「特別活動」の評価については、国立教育研究所教育課程研究センターが作成する『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 高等学校』を参考とするものとする。なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における「各学科に共通する各教科等」の評価については、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が作成した「特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料」を参考とするものとする。

### 1 主として専門学科（職業教育を主とする専門学科）において開設される各教科における評価規準の作成及び評価の実施等について

#### (1) 目標と「評価の観点及びその趣旨」との対応関係について

評価規準の作成に当たっては、各学校の実態に応じて目標に準拠した評価を行うために、「評価の観点及びその趣旨<sup>5)</sup>」が各教科の目標を踏まえて作成されていることを確認することが必要である。また、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成することが必要である。

なお、「主体的に学習に取り組む態度」の観点は、教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では教科）の目標の(3)に対応するものであるが、観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分その内容として整理し、示していることを確認することが必要である。(図5、6参照)

---

<sup>5)</sup> 各教科・科目等又は各教科等の学習指導要領の目標の規定を踏まえ、観点別学習状況の評価の対象とするものについて整理したものが各教科・科目等又は各教科等の観点の趣旨である。

図5

【学習指導要領「教科の目標」】

学習指導要領 各教科の「第1 目標」(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における主として専門学科において開設される各教科は「1 目標」)

(1)	(2)	(3)
(知識及び技術に関する目標)	(思考力, 判断力, 表現力等に関する目標)	(学びに向かう力, 人間性等に関する目標) <sup>6</sup>



【改善等通知 別紙5「評価の観点及びその趣旨」】

観点	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	(知識・技術の観点の趣旨)	(思考・判断・表現の観点の趣旨)	(主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨)

図6

【学習指導要領「科目の目標」】

学習指導要領 各教科の「第2 各科目」における科目の目標

(1)	(2)	(3)
(知識及び技術に関する目標)	(思考力, 判断力, 表現力等に関する目標)	(学びに向かう力, 人間性等に関する目標) <sup>7</sup>



観点	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	(知識・技術の観点の趣旨)	(思考・判断・表現の観点の趣旨)	(主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」は各学校等において作成する                 </div>			

<sup>6</sup> 学びに向かう力, 人間性等に関する目標には, 個人内評価として実施するものも含まれている。

<sup>7</sup> 脚注6を参照

## (2) 職業教育を主とする専門学科において開設される「〔指導項目〕ごとの評価規準」について

職業教育を主とする専門学科においては、学習指導要領の規定から「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の手順を示している。

平成31年に改訂された特別支援学校高等部学習指導要領においては資質・能力の三つの柱に基づく構造化が行われたところであり、職業教育を主とする専門学科においては、学習指導要領解説に示す各科目の「(2) 内容とその取扱い」の「② 内容」の各〔指導項目〕(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では各教科の「3 内容とその取扱い」の「(2) 内容」の各〔指導項目〕)において、育成を目指す資質・能力が示されている。このため、「② 内容〔指導項目〕」又は「(2) 内容〔指導項目〕」の記載はそのまま学習指導の目標となりうるものである。学習指導要領及び学習指導要領解説の目標に照らして観点別学習状況の評価を行うに当たり、生徒が資質・能力を身に付けた状況を表すために、「② 内容〔指導項目〕」又は「(2) 内容〔指導項目〕」の記載事項の文末を「～すること」から「～している」と変換したもの等を、本参考資料において「〔指導項目〕ごとの評価規準」と呼ぶこととする。

なお、職業教育を主とする専門学科については、「② 内容〔指導項目〕」又は「(2) 内容〔指導項目〕」に「学びに向かう力・人間性」に係る項目が存在する。この「学びに向かう力・人間性」に係る項目から、観点別学習状況の評価になじまない部分等を除くことで「主体的に学習に取り組む態度」の「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成することができる。

これらを踏まえ、職業教育を主とする専門学科においては、各科目(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では各教科)における「内容のまとめり」を〔指導項目〕に置き換えて記載することとする。

各学校においては、「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて、各学校の実態を考慮し、単元の評価規準等、学習評価を行う際の評価規準を作成する。

### (3) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

職業教育を主とする専門学科における、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順は以下のとおりである。

学習指導要領に示された教科及び科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では各教科）の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、

① 各科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校では各教科）における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。

①、②については、第2編において詳述する。同様に、【観点ごとのポイント】についても、第2編において示している。

### (4) 評価の計画を立てることの重要性

学習指導のねらいが生徒の学習状況として実現されたかについて、評価規準に照らして観察し、毎時間の授業で適宜指導を行うことは、育成を目指す資質・能力を生徒に育むためには不可欠である。その上で、評価規準に照らして、観点別学習状況の評価をするための記録を取ることになる。そのためには、いつ、どのような方法で、生徒について観点別学習状況の評価するための記録を取るのかについて、評価の計画を立てることが引き続き大切である。

しかし、毎時間生徒全員について記録を取り、総括の資料とするために蓄積することは現実的ではないことから、生徒全員の学習状況を記録に残す場面を精選し、かつ適切に評価するための評価の計画が一層重要になる。

### (5) 観点別学習状況の評価に係る記録の総括

適切な評価の計画の下に得た、生徒の観点別学習状況の評価に係る記録の総括の時期としては、単元（題材）末、学期末、学年末等の節目が考えられる。

総括を行う際、観点別学習状況の評価に係る記録が、観点ごとに複数ある場合は、例えば、次のような総括の方法が考えられる。

#### 【視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における主として専門学科において開設される各教科・科目】

##### ・ 評価結果のA、B、Cの数を基に総括する場合

何回か行った評価結果のA、B、Cの数が多いたものが、その観点の学習の実施状況を最もよく表現しているとする考え方に立つ総括の方法である。例えば、3回評価を行った結果が「A B B」ならばBと総括することが考えられる。なお、「A A B B」

の総括結果をAとするかBとするかなど、同数の場合や三つの記号が混在する場合の総括の仕方をあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

・ **評価結果のA, B, Cを数値に置き換えて総括する場合**

何回か行った評価結果A, B, Cを, 例えばA=3, B=2, C=1のように数値によって表し, 合計したり平均したりする総括の方法である。例えば, 総括の結果をBとする範囲を $[1.5 \leq \text{平均値} \leq 2.5]$ とすると, 「A B B」の平均値は, 約2.3 $[(3 + 2 + 2) \div 3]$ で総括の結果はBとなる。

なお, 評価の各節目のうち特定の時点に重きを置いて評価を行うこともできるが, その際平均値による方法等以外についても様々な総括の方法が考えられる。

**【知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における主として専門学科において開設される各教科】**

各教科の観点別学習状況の評価を総括することは, 生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ, どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより, 個別の指導計画の実施状況の評価と, 教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

また, 観点別学習状況の評価に係る記録の総括は, 学期末や学年末などに行われることが多い。学年末に総括する場合には, 学期末に総括した評価の結果を基にする場合と, 学年末に観点ごとに総括した結果を基にする場合が考えられる。その際, 特別支援学校高等部学習指導要領に示す各教科の目標に照らして, その実現状況を箇条書き等により文章で端的に記述して表すこととなるが, 常にこの結果の背景にある生徒の具体的な学習の実現状況を思い描き, 適切に捉えることが大切である。

なお, 各学校では観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び記録の総括の考え方や方法について, 教師間で共通理解を図り, 生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることが大切である。

**(6) 観点別学習状況の評価の評定への総括**

**【視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における主として専門学科において開設される各教科・科目】**

評定は, 各教科の観点別学習状況の評価を総括した数値を示すものである。評定は, 生徒がどの教科の学習に望ましい学習状況が認められ, どの教科の学習に課題が認められるのかを明らかにすることにより, 教育課程全体を見渡した学習状況の把握と指導や学習の改善に生かすことを可能とするものである。

評定への総括は, 学期末や学年末などに行われることが多い。学年末に評定へ総括する場合には, 学期末に総括した評定の結果を基にする場合と, 学年末に観点ごとに総括した結果を基にする場合が考えられる。



観点別学習状況の評価の評定への総括は、各観点の評価結果をA, B, Cの組合せ、又は、A, B, Cを数値で表したものに基づいて総括し、その結果を5段階で表す。

A, B, Cの組合せから評定に総括する場合、「BBB」であれば3を基本としつつ、「AAA」であれば5又は4、「CCC」であれば2又は1とするのが適当であると考えられる。それ以外の場合は、各観点のA, B, Cの数の組合せから適切に評定することができるようあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

なお、観点別学習状況の評価結果は、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように表されるが、そこで表された学習の実現状況には幅があるため、機械的に評定を算出することは適当ではない場合も予想される。

また、評定は、特別支援学校高等部学習指導要領に示す各教科・科目の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1（単位不認定）という数値で表される。しかし、この数値を生徒の学習状況について五つに分類したものとして捉えるのではなく、常にこの結果の背後にある生徒の具体的な学習の実現状況を思い描き、適切に捉えることが大切である。評定への総括に当たっては、このようなことも十分に検討する必要がある<sup>8</sup>。また、各学校では観点別学習状況の評価の観点ごとの総括及び評定への総括の考え方や方法について、教師間で共通理解を図り、生徒及び保護者に十分説明し理解を得ることが大切である。

---

<sup>8</sup> 改善通知では、「評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、『観点別学習状況』において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。」とされている（P.9 参照）。



## 第2編

「〔指導項目〕ごとの評価規準」

を作成する際の手順

## (高等部) 第2編

本編においては、視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における主として専門学科において開設される各教科・科目、及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における主として専門学科において開設される各教科の〔指導項目〕ごとの評価規準を作成する際の手順について説明する。

# 特別支援学校（視覚障害） 高等部



## 第1章 保健理療

### 1 特別支援学校高等部保健理療科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部保健理療科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

【2 (事例) で取り上げた科目の〔指導項目〕を記載している】

〔医療と社会〕

- (1) 医学, 医療及び保健理療の歴史
  - ア 西洋, 中国, 韓国等における医学, 医療の歴史
  - イ 日本における医学, 医療及び保健理療の歴史
- (2) 社会保障制度の概要
  - ア 医学の分野
  - イ 社会保障の概念
  - ウ 社会保険制度の概要
  - エ 障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要
  - オ 医療行政
- (3) 保健理療の現状と課題
  - ア 保健理療の概念
  - イ 医療提供体制と地域包括ケアシステム
  - ウ 保健理療業務の現状と課題
  - エ 諸外国の保健理療
- (4) あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律
  - ア 法令の沿革
  - イ 法令の主な内容
- (5) 関係法規の概要
  - ア 医事関係法規
  - イ その他の関係法規
- (6) あん摩マッサージ指圧師の倫理
  - ア 医療従事者の倫理
  - イ 保健理療業務と倫理

※ その他の科目についても, 内容の(1), (2)・・・における各項目を〔指導項目〕とする。

## 2 特別支援学校高等部保健理療科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、科目〔医療と社会〕の(1) 医学、医療及び保健理療の歴史 を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 医療と社会〔指導項目〕 (1) 医学、医療及び保健理療の歴史>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第3款 保健理療「第1 目標」】

保健理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 62)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <保健理療>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 10)



**【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第3款 保健理療「第2〔医療と社会〕1目標】**

保健理療の見方・考え方を働かせ、医療と社会の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
施術を行うために必要な医療と社会の関わりについて体系的・系統的に理解するようにする。	医療と社会の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。	医療と社会の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 63)

以下は、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえた、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」の例である。

**【「第3款 第2〔医療と社会〕」の評価の観点の趣旨(例)】**

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
施術を行うために必要な医療と社会の関わりについて体系的・系統的に <u>理解している</u> 。	医療と社会の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を <u>身に付けている</u> 。	医療と社会の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

**① 各科目における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科及び各科目の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、各科目の〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(1)医学、医療及び保健理療の歴史**

〈特別支援学校学習指導要領解説 視覚障害者専門教科編(高等部) P. 43〉

ここでは、科目の目標を踏まえ、西洋、中国、韓国等における医学、医療の歴史を概観するとともに、日本における保健理療の歴史については、近現代史を含めて理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 医学・医療及び保健理療の歴史について、その概要を理解すること。
- ② 医学・医療及び保健理療の歴史の意義を、業・教育の現状と関連付けて見いだすこと。
- ③ 医学・医療及び保健理療の歴史について自ら学び、歴史観に立って、保健理療の課題や展望を考える学習に主体的かつ協働的に取り組むこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、関連付け、見いだす」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、関連付け、見いだしている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「(2)②内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準(例)」

学習指導要領 解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	医学・医療及び保健医療の歴史について, その概要を <u>理解すること。</u>	医学・医療及び保健医療の歴史の意義を, 業・教育の現状と関連付けて <u>見いだすこと。</u>	医学・医療及び保健医療の歴史について自ら学び, 歴史観に立って, 保健医療の課題や展望を考える学習に主体的かつ協働的に <u>取り組むこと。</u>

〔指導項目〕ごとの評価規準(例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	医学・医療及び保健医療の歴史について, その概要を <u>理解している。</u>	医学・医療及び保健医療の歴史の意義を, 業・教育の現状と関連付けて <u>見いだしている。</u>	医学・医療及び保健医療の歴史について自ら学び, 歴史観に立って, 保健医療の課題や展望を考える学習に主体的かつ協働的に <u>取り組もうとしている。</u>

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。

# 特別支援学校（聴覚障害）

## 高等部



## 第1章 印刷

### 1 特別支援学校高等部印刷科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部印刷科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

【2 (事例) で取り上げた科目の〔指導項目〕を記載している】

〔印刷概論〕

- (1) メディアの基礎
  - ア メディアの定義と機能
  - イ メディアの種類と特性
- (2) 情報メディアの特性と活用
  - ア 情報メディアの種類と特性
  - イ 情報メディアの活用
- (3) 印刷と社会
  - ア 印刷と技術の進歩
  - イ 印刷商品の形態と機能
  - ウ 印刷物が社会に及ぼす影響
  - エ 印刷と情報産業

※ その他の科目についても、内容の(1), (2)・・・における各項目を〔指導項目〕とする。

## 2 特別支援学校高等部印刷科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、科目〔印刷概論〕の(1)メディアの基礎を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 印刷概論〔指導項目〕 (1)メディアの基礎>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第6款 印刷「第1目標」】

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報デザインと印刷物の作成を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
印刷の各工程について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 120)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <印刷>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
印刷の各工程について体系的・系統的に <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に <u>取り組む態度を身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 11)



**【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第6款 印刷「第2 【印刷概論】 1 目標】**

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
印刷とメディアについて体系的・系統的に理解するとともに、印刷の文化的価値を理解し、印刷メディアに関する技術を身に付けるようにする。	印刷とメディアに関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。	印刷とメディアについて、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 120)

以下は、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえた、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」の例である。

**【「第6款 第2 【印刷概論】」の評価の観点の趣旨(例)】**

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
印刷とメディアについて体系的・系統的に <u>理解している</u> とともに、印刷の文化的価値を理解し、印刷メディアに関する技術を <u>身に付けている</u> 。	印刷とメディアに関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を <u>身に付けている</u> 。	印刷とメディアについて、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

**① 各科目における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科及び各科目の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、各科目の〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(1)メディアの基礎**

〈特別支援学校学習指導要領解説 聴覚障害者専門教科編 (高等部) P.38〉

ここでは、科目の目標を踏まえ、メディアの種類と特性について理解するとともに、メディアの適切な選択と効果的な活用に必要な基礎的な知識と技術を習得することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① メディアの基礎について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② メディアに関する基本的な課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ メディアについて自ら学び、印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○ 「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○ 「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、関連付け、見いだす」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、関連付け、見いだしている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○ 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「(2)②内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準(例)」

学習指導要領 解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	メディアの基礎について <u>理解</u> し, 関連する技術を <u>身に付ける</u> こと。	メディアに関する基本的な課題を <u>発見</u> し, 職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決策を <u>見いだす</u> こと。	メディアについて自ら学び, 印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に <u>取り組む</u> こと。

〔指導項目〕ごとの評価規準(例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	メディアの基礎について <u>理解</u> し, 関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	メディアに関する基本的な課題を <u>発見</u> し, 職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決策を <u>見いだしている</u> 。	メディアについて自ら学び, 印刷産業の創造と発展を目指す印刷への活用に主体的かつ協働的に <u>取り組もう</u> としている。

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。

## 第2章 理容・美容

### 1 特別支援学校高等部理容・美容科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部理容・美容科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

【2 (事例) で取り上げた科目の〔指導項目〕を記載している】

〔関係法規・制度〕

(1) 衛生行政

ア 衛生行政の仕組みと意義

イ 保健所の組織と活動

(2) 理容師法と美容師法

ア 沿革と目的

イ 理容師及び美容師の資格

ウ 理容所及び美容所の開設

エ 罰則規定

(3) その他の関係法規

ア 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

イ 消費者保護関係法規

ウ 理容師法と美容師法との違い

※ その他の科目についても、内容の(1), (2)・・・における各項目を〔指導項目〕とする。

## 2 特別支援学校高等部理容・美容科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、科目〔関係法規・制度〕の(1)衛生行政を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 関係法規・制度〔指導項目〕 (1)衛生行政>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第7款 理容・美容「第1目標」】

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容を通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
理容・美容について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	理容・美容に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理感を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 133)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <理容・美容>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
理容・美容について体系的・系統的に <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	理容・美容に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理感を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 11)

**【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第7款 理容・美容「第2 【関係法規・制度】 1 目標】**

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
理容・美容の関係法規・制度について体系的・系統的に理解するようにする。	理容・美容の関係法規・制度に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。	理容・美容の関係法規・制度について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 133)

以下は、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえた、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」の例である。

**【「第7款 第2 【関係法規・制度】」の評価の観点の趣旨(例)】**

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
理容・美容の関係法規・制度について体系的・系統的に <u>理解している</u> 。	理容・美容の関係法規・制度に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を <u>身に付けている</u> 。	理容・美容の関係法規・制度について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

**① 各科目における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科及び各科目の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、各科目の〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(1)衛生行政**

〈特別支援学校学習指導要領解説 聴覚障害者専門教科編（高等部） P.94〉

ここでは、科目の目標を踏まえ、社会生活での法律、政治、行政の役割、機能などの基礎的な事項を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 衛生行政の概要について理解すること。
- ② 衛生行政について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて、合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 衛生行政の仕組みなどについて自ら学び、理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に取り組むこと。



**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、関連付け、見いだす」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、関連付け、見いだしている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「(2)②内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準(例)」

学習指導要領解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	衛生行政の概要について <u>理解</u> すること。	衛生行政について, 基本的な課題を <u>発見</u> し, 倫理観を踏まえて, 合理的かつ創造的に解決策を <u>見いだす</u> こと。	衛生行政の仕組みなどについて自ら学び, 理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に <u>取り組む</u> こと。

〔指導項目〕ごとの評価規準(例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	衛生行政の概要について <u>理解している</u> 。	衛生行政について, 基本的な課題を <u>発見</u> し, 倫理観を踏まえて, 合理的かつ創造的に解決策を <u>見いだしている</u> 。	衛生行政の仕組みなどについて自ら学び, 理容・美容の発展を図ることに主体的かつ協働的に <u>取り組もうと</u> している。

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。

## 第3章 クリーニング

### 1 特別支援学校高等部クリーニング科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部クリーニング科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

【2 (事例) で取り上げた科目の〔指導項目〕を記載している】

〔クリーニング関係法規〕

(1) 法制概要

- ア 法の意義と役割
- イ 衛生法規の概要
- ウ 衛生行政の仕組みと意義

(2) クリーニング業法

- ア 沿革と目的
- イ クリーニング師の免許等
- ウ 細則

(3) 関係法規

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- イ 水質汚濁防止法
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- オ 労働安全衛生に関する法律

※ その他の科目についても、内容の(1), (2)・・・における各項目を〔指導項目〕とする。

## 2 特別支援学校高等部クリーニング科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の 手順

ここでは、科目〔クリーニング関係法規〕の(1)法制概要 を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 クリーニング関係法規〔指導項目〕 (1) 法制概要>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第8款 クリーニング「第1目標」】

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングを通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

(1)	(2)	(3)
クリーニングについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	クリーニングに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する能力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 149)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <クリーニング>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
クリーニングについて体系的・系統的に <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	クリーニングに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する能力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 11)

**【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第1節 第8款 クリーニング「第2 【クリーニング関係法規】 1 目標】**

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
クリーニング関係法規に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するようにする。	クリーニング関係法規に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。	クリーニング関係法規について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 149)

以下は、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえた、科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」の例である。

**【「第8款 第2 【クリーニング関係法規】」の評価の観点の趣旨 (例)】**

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
クリーニング関係法規に関する基礎的な知識について体系的・系統的に <u>理解している</u> 。	クリーニング関係法規に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を <u>身に付けている</u> 。	クリーニング関係法規について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

**① 各科目における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科及び各科目の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、各科目の〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(1)法制概要**

〈特別支援学校学習指導要領解説 聴覚障害者専門教科編 (高等部) P.162〉

ここでは、科目の目標を踏まえ、法制概要について、法の役割や運用、衛生行政の仕組みの学習を通して、クリーニング業に従事者するものとして必要な関係法規を理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう〔指導項目〕を指導する。

- ① 法制とその概要について理解すること。
- ② 法制とその概要について、クリーニングに関わる基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 法制とその概要について自ら学び、人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、関連付け、見いだす」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、関連付け、見いだしている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「(2)②内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準(例)」

学習指導要領 解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	法制とその概要について <u>理解すること。</u>	法制とその概要について, クリーニングに関わる基本的な課題を <u>発見</u> し, 倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を <u>見いだすこと。</u>	法制とその概要について自ら学び, 人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に <u>取り組むこと。</u>

〔指導項目〕ごとの評価規準(例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	法制とその概要について <u>理解している。</u>	法制とその概要について, クリーニングに関わる基本的な課題を <u>発見</u> し, 倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を <u>見いだしている。</u>	法制とその概要について自ら学び, 人々の公衆衛生の向上を目指すクリーニングへの活用に主体的かつ協働的に <u>取り組もうとしている。</u>

※ 各学校においては、「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて、各学校の実態を考慮し、単元の評価規準を作成する。



# 特別支援学校（知的障害）

## 高等部



## 第1章 家政

### 1 特別支援学校高等部家政科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部家政科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

- |   |
|---|
| <p>(1) 生活産業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 生活産業の意義と役割</li><li>イ 生活産業の基礎</li><li>ウ 使用する器具や機械, コンピュータ等の情報機器の取扱い</li></ul> <p>(2) 被服</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 被服の機能と基本的な構成</li><li>イ 被服製作の工程</li></ul> <p>(3) クリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア クリーニングの種類と特徴</li><li>イ クリーニングの工程</li></ul> <p>(4) 手芸</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 手芸の種類と特徴</li><li>イ 刺しゅう, 編物, 染色, 織物及びその他の手芸に係る製作</li></ul> <p>(5) 調理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 食品の種類とその特徴</li><li>イ 栄養と栄養素</li><li>ウ 調理における衛生管理</li><li>エ 調理の工程</li></ul> <p>(6) 住居</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 住居の機能や室内環境</li><li>イ 住居の管理</li><li>ウ インテリア</li></ul> <p>(7) 保育</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 子供の発達と生活</li><li>イ 子供との関わり</li></ul> <p>(8) 家庭看護</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 病気の予防や疾病の状態</li><li>イ 食事や排泄, 衣生活, 移動の援助</li></ul> |
|---|

## 2 特別支援学校高等部家政科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、(1)生活産業の概要 を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、「〔指導項目〕に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 〔指導項目〕 (1) 生活産業の概要>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第2節 〔家政〕「1 目標」】

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

(1)	(2)	(3)
生活産業に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 257)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <家政>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
生活産業に関することについて <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 16)

**① 各教科における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(1)生活産業の概要**

〈特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編 (下) (高等部) 第1家政 P.230〉

ここでは、教科の目標を踏まえ、生活産業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、生活産業の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として商品やサービスの生産や販売、提供などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活産業が社会で果たしている意義と役割などについて理解するとともに、職業生活に必要なとなる技術を身に付けること。
- ② 生活産業を通して生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人となる視点から、よりよい商品・サービスの生産や提供をするために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 生活産業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「[指導項目]ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「[指導項目]ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、考え、表現する」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、工夫について考え、表現している」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導事項に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、…に係る…に主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「2 内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)」

学習指導要領 解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	生活産業が社会で果たしている意義と役割などについて <u>理解</u> するとともに, 職業生活に必要な技術を <u>身に付ける</u> こと。	生活産業を通して生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人となる視点から, よりよい商品・サービスの生産や提供をするために必要な課題を <u>発見</u> し, <u>工夫</u> について <u>考え</u> , <u>表現</u> すること。	生活産業の意義と役割などについて <u>自ら学ぶ</u> こと。

〔指導項目〕 ごとの 評価規準 (例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	生活産業が社会で果たしている意義と役割などについて <u>理解している</u> とともに, 職業生活に必要な技術を <u>身に付けている</u> 。	生活産業を通して生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人となる視点から, よりよい商品・サービスの生産や提供をするために必要な課題を <u>発見</u> し, <u>工夫</u> について <u>考え</u> , <u>表現</u> している。	生活産業の意義と役割などについて <u>自ら学ぼうとして</u> いる。

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。

## 第2章 農業

### 1 特別支援学校高等部農業科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部農業科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

- |  |
|--|
| <p>(1) 農業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 農業の意義と役割</li><li>イ 農業の基礎</li><li>ウ 農器具や農業機械, コンピュータ等の情報機器の取扱い</li></ul> <p>(2) 農業生物の栽培と管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 作物の種類と特徴</li><li>イ 野菜の種類と特徴</li><li>ウ 果樹の種類と特徴</li><li>エ 草花の種類と特徴</li><li>オ 樹木の種類と特徴</li><li>カ 栽培と管理の工程</li></ul> <p>(3) 農業生物の飼育と管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 家畜の種類と特徴</li><li>イ 飼育と管理の工程</li></ul> <p>(4) 食品の加工と管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 食品加工の種類と特徴</li><li>イ 食品の加工と管理の工程</li></ul> <p>(5) 地域資源を生かした農業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 地域資源の特色</li><li>イ 地域資源の活用</li></ul> |
|--|



## 2 特別支援学校高等部農業科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、(3)農業生物の飼育と管理 を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、〔指導項目〕に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 〔指導項目〕 (3) 農業生物の飼育と管理>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第2節 〔農業〕「1 目標」】

農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
農業に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 259)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <農業>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
農業に関することについて <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 16)

**① 各教科における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(3)農業生物の飼育と管理**

〈特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編(下)(高等部) 第2農業 P.245〉

ここでは、教科の目標を踏まえ、多様な農業生物に関わる種類と特徴についての理解に基づき、農業生物の飼育と管理が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 農業生物の種類と基本的な特徴について理解するとともに、家畜を飼育する上での管理に係る技術を身に付けること。
- ② 農業生物の生産において、家畜をよりよく飼育するために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 農業生物の管理について自ら学び、家畜の飼育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、考え、表現する」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、工夫について考え、表現している」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導事項に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、…に係る…に主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「2 内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)」

学習指導要領解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	農業生物の種類と基本的な特徴について <u>理解する</u> とともに, 家畜を飼育する上での管理に係る技術を <u>身に付けること</u> 。	農業生物の生産において, 家畜をよりよく飼育するために必要な課題を <u>発見</u> し, <u>工夫について考え, 表現すること</u> 。	農業生物の管理について自ら学び, 家畜の飼育に主体的かつ協働的に <u>取り組むこと</u> 。

〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	農業生物の種類と基本的な特徴について <u>理解している</u> とともに, 家畜を飼育する上での管理に係る技術を <u>身に付けている</u> 。	農業生物の生産において, 家畜をよりよく飼育するために必要な課題を <u>発見</u> し, <u>工夫について考え, 表現している</u> 。	農業生物の管理について自ら学び, 家畜の飼育に主体的かつ協働的に <u>取り組もう</u> としている。

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。

## 第3章 工業

### 1 特別支援学校高等部工業科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部工業科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

- |   |
|---|
| <p>(1) 工業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 工業の意義と役割</li><li>イ 工業の基礎</li><li>ウ 各種の工具や機械及び機器類, コンピュータ等の情報機器の取扱い</li></ul> <p>(2) 木材加工による製品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 木材の種類と特徴</li><li>イ 各種の工具や機械などの操作</li><li>ウ 木材製品を製造する工程</li></ul> <p>(3) 金属加工による製品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 金属の種類と特徴</li><li>イ 各種の工具や機械などの操作</li><li>ウ 金属製品を製造する工程</li></ul> <p>(4) セラミック加工による製品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア セラミックスの種類と特徴</li><li>イ 各種の工具や機械などの操作</li><li>ウ セラミック製品を製造する工程</li></ul> <p>(5) 紙加工による製品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 紙の種類と特徴</li><li>イ 各種の工具や機械などの操作</li><li>ウ 紙製品を製造する工程</li></ul> <p>(6) 布の加工による製品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 布の種類と特徴</li><li>イ 各種の工具や機械などの操作</li><li>ウ 布製品を製造する工程</li></ul> <p>(7) 皮革の加工による製品</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 皮革の種類と特徴</li><li>イ 各種の工具や機械などの操作</li><li>ウ 皮革製品を製造する工程</li></ul> <p>(8) 印刷</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 印刷材料や印刷方法の種類と特徴</li><li>イ 各種の工具や機械などの操作</li><li>ウ 印刷の工程</li></ul> |
|---|

## 2 特別支援学校高等部工業科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、(2)木材加工による製品を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、「〔指導項目〕に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 〔指導項目〕 (2) 木材加工による製品>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第2節 〔工業〕「1 目標」】

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
工業に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 261)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <工業>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
工業に関することについて <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 16)

**① 各教科における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(2)木材加工による製品**

(特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編(下)(高等部) 第3工業 P.253)

ここでは、教科の目標を踏まえ、木材の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき、木材加工による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 木材加工による製品について材料、工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 木材加工による製品の製作において、よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し、安全で安心して使用することができる製品への工夫について考え、表現すること。
- ③ 木材加工による製品の製作について自ら学び、社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、考え、表現する」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、工夫について考え、表現している」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導事項に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、…に係る…に主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。



## (2) 学習指導要領解説の「2 内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)」

学習指導要領解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	木材加工による製品について材料, 工具や機械及び製作の工程を踏まえて <u>理解する</u> とともに, 関連する技術を <u>身に付ける</u> こと。	木材加工による製品の製作において, よりよい製品の製作をするために必要な課題を <u>発見</u> し, 安全で安心して使用することができる製品への <u>工夫</u> について考え, <u>表現</u> すること。	木材加工による製品の製作について自ら学び, 社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に <u>取り組む</u> こと。

〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	木材加工による製品について材料, 工具や機械及び製作の工程を踏まえて <u>理解している</u> とともに, 関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	木材加工による製品の製作において, よりよい製品の製作をするために必要な課題を <u>発見</u> し, 安全で安心して使用することができる製品への <u>工夫</u> について考え, <u>表現している</u> 。	木材加工による製品の製作について自ら学び, 社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に <u>取り組もう</u> としている。

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。

## 第4章 流通・サービス

### 1 特別支援学校高等部流通・サービス科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部流通・サービス科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

- |  |
|--|
| <p>(1) 流通業やサービス業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 流通業やサービス業の意義と役割</li><li>イ 流通業やサービス業の基礎</li><li>ウ 事務機器, 機械や道具, コンピュータ等の情報機器の取扱い</li></ul> <p>(2) 商品管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 商品管理業務の内容と特徴</li><li>イ 商品管理の方法</li></ul> <p>(3) 販売</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 販売業務の内容と特徴</li><li>イ 販売の方法</li></ul> <p>(4) 清掃</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 清掃業務の内容と特徴</li><li>イ 清掃の方法</li></ul> <p>(5) 事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 事務業務の内容と特徴</li><li>イ 事務処理の方法</li></ul> |
|--|

## 2 特別支援学校高等部流通・サービス科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、(4)清掃 を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、「〔指導項目〕に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 〔指導項目〕 (4) 清掃>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第2節 〔流通・サービス〕「1 目標」】

流通・サービスの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、流通業やサービス業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
流通やサービスに関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	流通業やサービス業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 263)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <流通・サービス>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
流通やサービスに関することについて <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	流通業やサービス業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 16)

**① 各教科における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(4)清掃**

〈特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編(下)(高等部) 第4 流通・サービス P.267〉

ここでは、教科の目標を踏まえ、清掃業務の内容と特徴の理解に基づき、清掃業務が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 清掃業務の内容と特徴について理解するとともに、清掃の手順や方法など清掃業務に関する技術を身に付けること。
- ② 清掃業務において、顧客のニーズに応じた清掃サービスの提供のために必要な課題を発見し、よりよい清掃サービスの提供のための工夫について考え、表現すること。
- ③ 清掃業務の内容と特徴などについて自ら学び、清掃業務に主体的かつ協働的に取り組むこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、考え、表現する」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、工夫について考え、表現している」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導事項に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、…に係る…に主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「2 内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)」

学習指導要領 解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	清掃業務の内容と特徴について <u>理解する</u> とともに, 清掃の手順や方法など清掃業務に関する技術を <u>身に付ける</u> こと。	清掃業務において, 顧客のニーズに応じた清掃サービスの提供のために必要な課題を <u>発見</u> し, よりよい清掃サービスの提供のための <u>工夫</u> について <u>考え</u> , 表現すること。	清掃業務の内容と特徴などについて自ら学び, 清掃業務に主体的かつ協働的に <u>取り組む</u> こと。

〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	清掃業務の内容と特徴について <u>理解している</u> とともに, 清掃の手順や方法など清掃業務に関する技術を <u>身に付けている</u> 。	清掃業務において, 顧客のニーズに応じた清掃サービスの提供のために必要な課題を <u>発見</u> し, よりよい清掃サービスの提供のための <u>工夫</u> について <u>考え</u> , <u>表現している</u> 。	清掃業務の内容と特徴などについて自ら学び, 清掃業務に主体的かつ協働的に <u>取り組もうとしている</u> 。

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。

## 第5章 福祉

### 1 特別支援学校高等部福祉科の〔指導項目〕

特別支援学校高等部福祉科における〔指導項目〕は、以下のようになっている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 社会福祉の概要<ul style="list-style-type: none"><li>ア 社会福祉の意義と役割</li><li>イ 社会福祉サービスの基礎</li><li>ウ 福祉機器や用具, コンピュータ等の情報機器の取扱い</li></ul></li><li>(2) 介護・福祉サービス<ul style="list-style-type: none"><li>ア 介護の職務</li><li>イ 介護の基礎</li></ul></li><li>(3) 介護を必要とする人<ul style="list-style-type: none"><li>ア ことろとからだの理解</li><li>イ 介護を必要とする人の理解</li></ul></li><li>(4) 生活支援の技術<ul style="list-style-type: none"><li>ア 生活支援の内容</li><li>イ 生活支援の実践</li></ul></li></ul> |
|--|

## 2 特別支援学校高等部福祉科における「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順

ここでは、(1)社会福祉の概要 を取り上げて、「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成の手順を説明する。

まず、学習指導要領に示された教科の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解する。次に、教科の目標と「評価の観点及びその趣旨」との関係性を踏まえ、「〔指導項目〕に対する「評価の観点の趣旨」を作成する。その上で、①及び②の手順を踏む。

### <例 〔指導項目〕 (1) 社会福祉の概要>

#### 【特別支援学校高等部学習指導要領 第2章 第2節 〔福祉〕「1 目標」】

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)	(2)	(3)
福祉に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(特別支援学校高等部学習指導要領 P. 264)

#### 【改善等通知 別紙5 各教科等の評価の観点及びその趣旨 <福祉>】

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
福祉に関することについて <u>理解している</u> とともに、関連する技術を <u>身に付けている</u> 。	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を <u>身に付けている</u> 。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を <u>身に付けている</u> 。

(改善等通知 別紙5 P. 17)



**① 各教科における〔指導項目〕と「評価の観点」との関係を確認する。**

職業教育を主とする専門教科は、各教科の目標に、(1)「知識及び技術」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示すとともに、〔指導項目〕の大項目ごとに「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」としている。

※①「知識及び技術」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」

**〔指導項目〕(1)社会福祉の概要**

(特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編(下)(高等部) 第5福祉 P.276)

ここでは、教科の目標を踏まえ、社会福祉サービスが日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として、社会福祉の意義について自らの考えをもつとともに、組織の一員として社会福祉サービスに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 社会福祉が社会で果たしている意義と役割などについて理解するとともに、職業生活に必要な技術を身に付けること。
- ② 社会福祉に関する実習を通して地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人となる視点から、よりよい社会福祉サービスの提供をするために必要な課題を発見し、工夫について考え、表現すること。
- ③ 社会福祉に係る事項について自ら学び、社会福祉に係る実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

**② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する。****(1) 「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】****○「知識・技術」のポイント**

「知識・技術」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の①を参考に、知識については「…理解する」の記述を、技術については「…身に付ける」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…理解している」「…身に付けている」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「思考・判断・表現」のポイント**

「思考・判断・表現」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導項目に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の②を参考に、「…発見し、考え、表現する」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…発見し、工夫について考え、表現している」かどうかの学習状況として表すこととする。

**○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント**

「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領の「1 目標」に示す資質・能力を身に付けることができるよう、「2 内容」の各指導事項に対し、学習指導要領解説の〔指導項目〕の大項目ごとに示された「このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。」の③を参考に、「…自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む」の記述を当てはめ、それらを生徒が「…自ら学び、…に係る…に主体的かつ協働的に取り組んでいる」かどうかの学習状況として表すこととする。

## (2) 学習指導要領解説の「2 内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)」

学習指導要領解説	知識及び技術	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
	社会福祉が社会で果たしている意義と役割などについて <u>理解するとともに, 職業生活に必要な技術を身に付けること。</u>	社会福祉に関する実習を通して地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人となる視点から, よりよい社会福祉サービスの提供をするために必要な課題を <u>発見し, 工夫について考え, 表現すること。</u>	社会福祉に係る事項について自ら学び, 社会福祉に係る実習等に主体的かつ協働的に <u>取り組むこと。</u>

〔指導項目〕ごとの評価規準 (例)	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	社会福祉が社会で果たしている意義と役割などについて <u>理解している</u> とともに, 職業生活に必要な技術を <u>身に付けている。</u>	社会福祉に関する実習を通して地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人となる視点から, よりよい社会福祉サービスの提供をするために必要な課題を <u>発見し, 工夫について考え, 表現している。</u>	社会福祉に係る事項について自ら学び, 社会福祉に係る実習等に主体的かつ協働的に <u>取り組もうとしている。</u>

※ 各学校においては, 「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて, 各学校の実態を考慮し, 単元の評価規準を作成する。